

医療機関のための 反社会的勢力リスクの回避・対処法



外山 弘 弁護士

医療界を震撼させた暴力団絡みの 「虚偽診断書」作成事件

今年3月に京都で起きた暴力団絡みの2つの「虚偽診断書」作成事件は、医療界を震撼させるほど耳目を引く事件だった。その理由は、事件が全国的に名の知れた広域指定暴力団の直系組長と京都府立医科大学トップとの関係にまで及んだことや、大学・附属病院・学長宅へ強制捜査が行われるとともに、逮捕・起訴された医師が、府下最大級の医療法人グループの看板医師であったからにほかならない。もっとも、本稿の執筆段階では、暴力団関係者以外には1人の医師が起訴されただけであり、無罪の可能性もあることから、第三者が軽々にはコメントし難い事例ではある。

しかし、多くの病院にとって、この事件は「対岸の火事」とは言えないだろう。現に暴力団等の反社会的勢力（以下、「反社」）の患者を多くの病院が抱え、「反社」に絡むリスクは顕在化していないだけと考えられるからだ。

民暴リスク排除は難しい 医療機関の特殊性

(1) 応召義務（医師法 19 条 1 項）

平穏な市民生活を営んでいるかぎり「反社」と関わり合いになることはまずない。また、企業は3つの法令（①暴力団対策法、②組織犯罪処罰法、③暴力団排除条例）に守られており、「反社」に自動車を販売したり、お金を貸すことさえ禁じられたので、“一線を引く”ことが容易

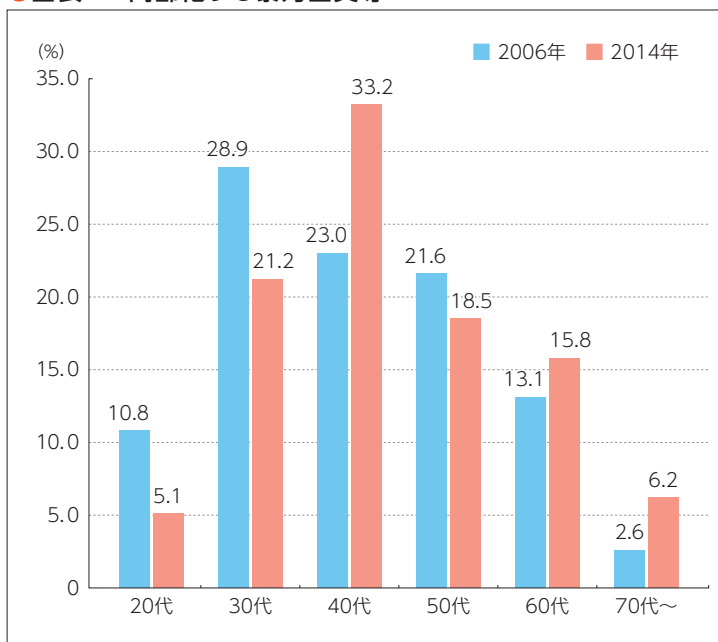
になった。

しかし、医師だけは、法に守られるどころか、逆に「医師法 19 条 1 項」の応召義務のため、「反社」も1人の患者として診ざるを得ず、「反社」との関係は避けられず、「反社」による民事介入暴力（民暴、通称ミンボー）のリスクを内包せざるを得ない。

(2) 「反社」患者にも高齢化の波が

さらに、昨今は「反社」にも高齢化の波が押し寄せ、受診機会が増えている現実も無視できない（図表 1）。加えて、定期的に社員を転勤させる企業とは異なり、医師や事務局にとって「逃げ場」の確保が容易ではないという現実も立ちはだかっている。

●図表 1 高齢化する暴力団員等



【出所】平成 27 年警察白書 p.3 「図表-2 暴力団構成員及び準構成員等の年齢構成（平成 18 年、22 年、26 年）」より作成

「反社」リスク回避・対処のための 5カ条

では、医療機関として「反社」リスクをどのように回避すべきなのか。私なりに回避方法として5カ条をまとめてみた。

第1条 「反社」の手口の怖さを知ろう（攻撃型と接近型）

第2条 君子危うきに近寄らず——「反社」を利用しない・近寄らない・近づけない

第3条 1人で対処せず組織的に対処し、警察や弁護士に相談しよう

第4条 関係を断ち切る・遠ざける・小さな違法行為をしない

第5条 結果的に法に触れたとしても、残された道はある

第1条「反社」の手口の怖さを知ろう（攻撃型と接近型）

医療機関がまず知っておくべきは、「反社」の手口の怖さである。

「反社」の基本手口としては、「攻撃型」と「接近型」の2つがある。前者の「攻撃型」は、些細なことにクレームを付けて入り込んでくる手法で、後者の「接近型」は、近づいてきて無理な要求に応じさせる手法だが、医療機関としては後者の「接近型」に細心の注意を払ってほしい。

筆者は弁護士としての仕事柄、「反社」に関わったために一生を棒に振った人、自ら命を絶った人などのケースを数多く見てきた。だからこそこの点を強調したいのだが、「反社」は実に巧妙に近づいてくる。人を籠絡する術に長けており、人に付け入るスキを見逃さず、加えて利益誘導が巧みでもある。金品は言うまでもなく、異性の提供、特別な便宜の供給、甘いビジネスなど、ターゲットの求めに応じて様々なカードを切っ

てくる。そして、一般人より紳士的で礼儀正しく、すぐに対価を求めてきたりはしない。アプローチは、しばらくというか、「役に立つ時が来るまで泳がされる」との表現がふさわしいかもしれない。しかし彼らは、便益を与えたこと（恩義）を決して忘れることはない。

たとえば、病院経営が厳しい時期に、「反社」筋から個人的にお金を借りたとする。元金と利息を払えば債権債務はなしとの好条件を提示されたと想定する。しかし、彼らとの関係は額面どおりには終わらない。苦しい時に助けたとの「恩義」が残っているからだ。だから病院が成長・発展した暁に、忘れた頃にやって来て、「あの時のこと覚えているよな」と言って、少しだけ無理なことを要求してくる。そこで「仕方がない」と思って応じたが最後、要求は終わることなく徐々に過大になっていき、いつの間にか関係を断ち切ることができない状況に追い込まれてしまう。まるでテレビドラマのようだが、こうして「反社」に取り込まれた事例は枚挙にいとまがない。

1 - 1 ≠ 0（恩義が残る）

冒頭で紹介した事件も、大学医学部の学長や権威ある民間病院とそのトップの医師が当事者である。知的レベルが高く、富・権力・名声がある人物でも、ワナにはめられる可能性があるのだ。

第2条 君子危うきに近寄らず——「反社」を利用しない・近寄らない・近づけない

前述のように、「反社」にとって利用できる人物としてターゲットにされると、どんな一流とされる人物でも籠絡される恐れがあるため、「反社」を利用したり交際するなどは言語道断である。「反社」から一度受けた「恩義」は一生続くことを肝に銘ずべきだ。「私は大丈夫。第三者を

介在したから」と楽観する医師もいるが、とんでもない勘違いである。彼らは、第三者がいようがいまいが、「先生のためにひと肌脱いだ」と吹聴しているのが常で、いつの日か必ずその「貸し」を取り戻しに来る。

君子危うきに近寄らず——診療以外で「反社」には近づくことも避けるべきだ。彼らは情に厚く、紳士的で、いい人に見えるかもしれないが、必ず裏の顔がある。そして、「反社」にとって役に立つ人物であればあるほど、格別の御礼や便宜、恩を与えようとする。酒食やギャンブル、異性との交遊などの世間的に“悪い遊び”に誘い込み、頼み事を断れない関係にされてしまう。

冒頭の事件は報道によれば、いずれも知人を介して、「反社」と関わり合うことになったとされる。まさにそのとおりで、「反社」は飛び込みセールスマンのように接近してくることは絶対になく、人を介してアプローチしてくる。だから断りにくい。また、大丈夫と思ってしまう。「反社」で一生を棒に振った事例のほとんどは「知人の紹介」だ。様々なルートを介してくる「反社」を近づけてはいけない。一流企業では、少しでもいかかわしいと思われる人物の扱いは渉外担当者が担い、情報も遮断してトップに辿り着かないようにしている。

もう1点、知人を介した接近という点で注意すべき人物がいる。暴力団排除条例で規定されている「密接交際者」だ。暴力団関係者と会食、ゴルフ、旅行などの交際を繰り返す人物を指し、こうした人物も近づけないようにすべきだ。

蛇足ながら、手術など医師の技量が、「反社」から必要以上に気に入られてしまうことも要注意だ。彼らは、優れた“仕事”に対して、常識

では考えられない御礼をしてくる。そこから特殊な関係が芽生えやすい。

第3条 1人で対処せず組織的に対処し、警察や弁護士に相談しよう

「反社」と対峙する場合は、1人で対処するのは危険である。暴力を受ける恐れがあるからではなく、取り込まれる危険があるからだ。有能な人物ほど危険で、度胸のある人はそれ以上に危険である。清濁併せ飲むタイプも「反社」との対応にはふさわしくない。本当の怖さを知らないから平然としていられる面があるからだ。むしろ臆病な人の方がよい。ごく普通の人が、2人以上で、担当者を変えながら対処させるべきである。

「反社」が嫌うのが、警察と弁護士であることは間違いない。警察や弁護士が横から入ると、手を引く傾向があるからだ。だから、医療機関が「反社」からの要求を断り切れない場合は、警察や弁護士に相談すべきである。

特に警察は「反社」に関する最新の情報を持っているので、医療機関としては常日頃から警察との強いパイプを構築しておくことを勧めたい。各都道府県に「暴力追放運動推進センター」（一般に「暴追センター」と呼ばれる）が設置されている。そこが「反社」の情報センターであり、不当要求者が「反社」か「密接交際者」かの回答を得られると同時に、相談も受け付けてくれる。また、暴追センターでは、ほぼ毎週「不当要求防止責任者講習」が行われている。医療機関としてその講習を受けて、公安委員会に「不当要求防止責任者」の届出をし、警察とやりとりできる体制を作っておくのがよい。

第4条 関係を断ち切る・遠ざける・小さな違法行為をしない

では万一、診療行為以外で「反社」との接点

近づかない

近づけない

紹介と謝礼
に注意

ができてしまった場合はどうすればよいのか。

何よりも重要なのは、「反社」との付き合いが抜き差しならない関係に陥る前に、それを断ち切ることである。今からでも十分に間に合う。関係を切る時は謝ることだ。もし、断る勇気がない場合は、遠ざけるだけでもよい。間に人を入れる、担当者（対応する人間）を変える、警察や弁護士との交際を口にするなどもよい。「反社」から見て、その人物に利用価値がないことがわかると、近づいて来なくなる。

話が少し逸れるが、飲み屋でサラリーマンの愚痴を聞いていると、上司は「いかに自分が会社を采配しているか」を雄弁し、部下は「実際には自分が上司や会社を動かしている」と豪語している。「反社」への対応は、これとは逆の態度が求められる。実際は自分には何の権限もないことを漏らしておくのが大事だ。

前述したが、「反社」を一時的に遠ざけることができたとしても、利用したいと思った時に、決して忘れることなくやってくる。彼らの特徴は、遵法精神に乏しく、規範意識は低いといってよい。法や規則を守ってはいは商売にならないからだ。だから法規範やルールに反したことや、少しの無理を聞いてほしいと言ってくる。

注意すべきはこの時だ。一線を越えた犯罪行為に手を染めさせなければよいと考えたら大間違いで、現実には、小さなルール違反の積み重ねの結果、いつの間にか犯罪に手を染めてしまっていたというケースが大半である。「反社」もいきなり一線を越えた要求をするのは稀である。あなたとの距離関係を少しずつ縮めながら、依頼してくるのが常だ。たとえば、最初は「反社」患者の院内での飲酒・無断外泊の黙認から始まり、特別待遇に発展させ、無診察での薬の処方、有利な診断書の作成などへとエスカレートしていく。小さなルールだが、最初の院内の約束事で例外を許してはいけない。

第5条 結果的に法に触れたとしても、残された道はある

最後に、万一、「反社」に取り込まれ法に触れたとしても、まだ残された道はある。

たとえば、冒頭に示した「虚偽診断書作成罪」に関して述べると、公務所に提出すべき診断書だけが対象になり、保険会社に提出する診断書に虚偽記載をしてもこの罪には問われないことを知っていただきたい。また、この犯罪の公訴時効は3年で、診断書作成時から3年以内に起訴されない限り時効が成立する。「無診察治療の禁止」「異常死体の届出義務違反」「無資格医療行為」などの医師法違反の犯罪も、公訴時効は3年。つまり、医師が犯す犯罪の多くが3年の公訴時効の対象となり、3年より前のことは刑事責任を問われることはない。そのため万一、一線を越えた場合でも、「反社」との関係を断ち切ることが可能であり、3年以上前の呪縛から解放されるチャンスは残っているのである。

ただし、交通事故に遭った「反社」患者の後遺障害診断書に虚偽の記載を行い、「反社」が保険会社や加害者から損害賠償を詐取した場合は、その共犯として、公訴時効は7年になる。

このように法に触れたとしても残された道はあり、その後の人生を十分に全うできる。しかし、それはあくまで最後の砦であり、関係を持ってしまったと思ったら、決して自分の胸の内にとまっておかず、身近にいる弁護士に相談してほしい。

PROFILE

とやま ひろし：大阪大学法学部卒業。1992年司法試験合格。1992年最高裁判所司法研修所。1995年弁護士登録。1998年より医療過誤専門（医療機関側）法律事務所のパートナーを務め、2004年大阪で病院・企業法務に特化した外山法律事務所を開設、現在に至る。

2007年から2012年まで、大阪大学大学院高等司法研究科・非常勤講師を務める。病院関連の講演活動は日本精神科病院協会、関西精神科懇話会、SSKセミナーなど多数。共著書に『わかりやすい会社法の手引き』（新日本法規）。